

新宿ゴールデン街 まちづくりニュース

第9号

令和6年3月 発行:新宿ゴールデン街まちづくり協議会

第 16 回新宿ゴールデン街まちづくり協議会を開催しました！

新宿ゴールデン街まちづくり協議会では、平成 30 年 7 月に「新宿ゴールデン街まちの将来像（まちづくり指針）」を策定し、「まちの風情を守り、防災性を向上したまち」の実現に向けて取り組んでいます。

令和 5 年度は、風情ある路地空間を維持しながら建物の不燃化を図るための「建替えルール（地区計画の策定、3項道路の指定）」の検討を進めるため、協議会事務局の新宿区が令和 5 年 6 月から 9 月に道路等の現地測量を実施しました。

第 16 回新宿ゴールデン街まちづくり協議会では、現地測量の結果報告と今後の課題や検討内容について意見交換を行いました。



第 16 回新宿ゴールデン街まちづくり協議会の概要

日 時 ● 令和 6 年 2 月 8 日（木）14:00～

会 場 ● 区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

主な内容 ● これまでの取組・検討について
現地測量の結果について
3項道路の指定に向けた課題や検討内容について



第16回協議会の様子

- 主な意見 ○ 3項道路の指定がされると、道路中心からの後退距離が、現状の 2 項道路よりも短くなるため、現状のままで建て替えるよりも建築面積を確保できる。
- 協議会が発足して 7 年近く経っており、建替えルールを実現するための方針を決めないといけない時期である。
- 店子側からすると、建て替えずに現状のままで良いと思うだろう。
- 建替えルールを実現するための課題等をリストアップして、一つずつ解決していくやり方が良い。

新宿ゴールデン街まちづくり協議会の主な取組・検討については、2 ページをご覧ください

お問い合わせ先（新宿ゴールデン街のまちづくりについて、ご質問等がある方はご連絡ください）



【新宿ゴールデン街まちづくり協議会 事務局】

新宿区 新宿駅周辺整備担当部

新宿駅周辺まちづくり担当課（担当：吉岡、藤本）

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 区役所本庁舎 7 階

TEL：03-5273-4214 FAX：03-3209-9227

新宿ゴールデン街まちづくり

検索

※当まちづくりニュースは、新宿ゴールデン街地区の配布区域内で登記簿（令和 5 年 5 月時点）に記載されている土地所有者・建物所有者の方、営業者の方、居住者の方等を対象にお送りしています。

新宿ゴールデン街まちづくり協議会の主な取組・検討

建替えルール(地区計画の策定、3項道路の指定)の検討

風情ある路地空間を維持しながら建物の不燃化を図るため、建替えができるルールとして

①地区計画の策定、②3項道路の指定について検討しています。

①地区計画(街並み誘導型地区計画)の策定

ルールの概要

- 地区のまちづくりの目標や方針を定める
- 壁面後退等の制限を定めて、道路斜線制限等を緩和する

ルールの実現に向けた課題

- 地区のまちづくりの目標や方針の検討
- 建物の建替え時にかかる具体的な制限と緩和の検討
- 地区内全体の権利者の合意形成

②3項道路の指定

ルールの概要

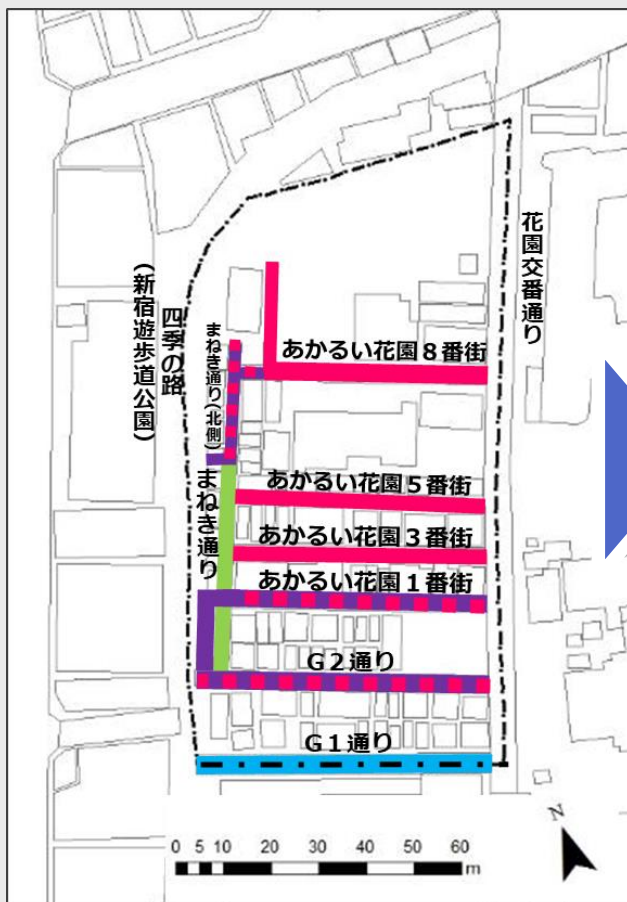
- 道路(通り)の幅員を2.7m以上4m未満に指定する

ルールの実現に向けた課題

- 道路(通り)の中心や幅員(2.7m以上4m未満)の決定
- 位置指定道路の廃止(G2通り、あかるい花園一番街など)
- 道路(通り)に関する権利者の合意形成

ルールの効果 ●風情ある路地空間の維持 ●店舗面積の維持 ●建物不燃化による防災性の向上

現状(令和6年2月現在)



建替えルール(検討案)



凡例	区道(法42条1項1号)
	位置指定道路(法42条1項5号)
	2項道路(法42条2項)
	2項道路(法42条2項)※位置指定道路と重複
	3項道路(法42条3項)
	3項道路(法42条3項・要検討)

通路(法に規定されない道)
新宿ゴールデン街まちづくり協議会の区域
地区計画の検討区域 (新宿ゴールデン街まちづくり協議会の区域より広い範囲)

【注釈】法：建築基準法

※建築基準法に基づく道路については、新宿区都市計画部建築調整課(区役所本庁舎8階)でご確認ください。